

国立民族学博物館福利厚生委員会規則

平成16年4月6日
規則第 6 号

一部改正 平成20年5月13日

(設置)

第1条 国立民族学博物館に、職員の勤務能率向上を図るため、福利厚生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 職員の保健衛生等に関する事項
- (2) 職員のレクリエーションに関する事項
- (3) その他職員の福利厚生に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総務課長
- (2) 館長が指名する研究教育職員
- (3) 管理部長が指名する管理部各課の職員 3名
- (4) 情報管理施設長が指名する情報管理施設各課の職員 2名

(任期)

第4条 前条第2号から第4号に掲げる委員の任期は、委嘱した日の属する年度の末日までとし、再任は妨げない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、総務課長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

附 則

この規則は、平成16年4月6日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年5月13日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。